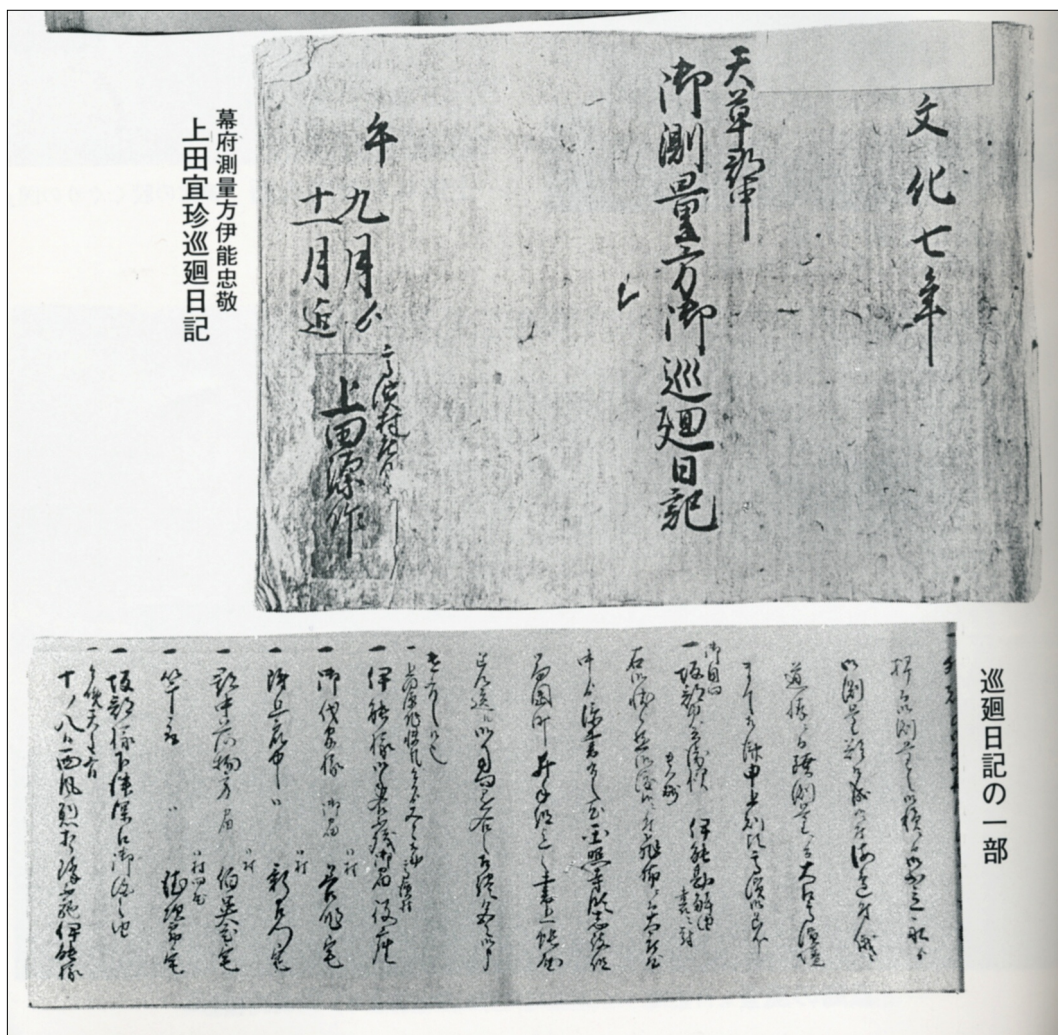


第二部

天草島測量までの経過



文化七年 天草郡中 御測量方御巡廻日記 表紙と内容
 「天草郡高濱村 上田宜珍日記 文化七年」 天草町教育委員会 より

半官半民から幕府直轄事業へ

伊能忠敬は、これまでの測量及び地図作成を高く評価され、幕吏に登用された。

幕府は文化元年（1804）九月十日、忠敬を城中に召し、焼火の間に於いて、若年寄堀田撰津守より、次の登用辞令を伝えた。

伊能勘解由

其方儀是迄国々海辺測量御用並地図骨折相勤候 以後も右筋御用被仰付候ニ付十人扶持被下置小普請組被仰付

翌日忠敬は、小普請組支配小笠原若狭守より、佐藤修理の組に編入すべきこと、及び天文方に出役勤務することを伝命された。以後忠敬は、天文方高橋景保の手伝の職に就くことになる。

そして文化元年十二月二十五日、忠敬は堀田撰津守より景保を経て、西国筋一円海辺測量の命令を受けた。

当然、これまでは測量は止めようと思えば止めることもできた（？）が、以後は幕命となり、その仕事の重大性は格段に重くなった。

また、これまでの一度の測量日数は少なかったが、西国

筋ということ、度々帰国することはできなくなり、長期間に及ぶことになる。幕府事業ということ、隊員も増える。したがって、隊員の規律を保つことも、新たに課せられた忠敬の仕事となった。

そのため、隊員の規律に関する9項目の起請文をつくり、隊員に申し渡し、花押血判を求めている。一例をあげると。

- ① 測量御用を真面目に勤めることは勿論、指図に背かないこと。

- ② 仮病を使わないこと。

- ③ 旅宿で酒を出されても、決して飲んではいけない。但し寒気防止のため自分で調べて少々呑むことは構わない。

- ④ 喧嘩口論はしてはいけない。互いに相親しみ、兄弟とも心得るように。

- ⑤ 百姓町人から賄賂を受け取らないこと。もし大名より贈物があつたら、使者に預け、指図を受ける事。

- ⑥ 万一金子が必要となつても町人百姓から借りてはいけない。等々。

また念の入ったことで、

梵天帝釈四天王日本國中六十余州大小神祇殊伊豆箱根両所権現三島大明神八幡大菩薩天満大自在天神部類眷属神罰冥罰各可罷蒙者也仍起証文如件

いやいや、恐れ入る決意を求めている。

他に幕命となつて変わったのは、忠敬に出張手当が付くようになったことだ。

忠敬は、旅扶持五人扶持一倍、雑用金1ヶ月に付金3兩2分宛、宿代1ヶ月に付銀1枚宛。さらに特別手当として、1日に付銀14匁宛を支給されるようになった。

また、下役、内弟子たちもそれぞれ一定の支給を受けるようになった。さらに、筆、墨、紙、ロウソク代なども、逐一支給を受けるようになった。

これまでは、僅かの日給を受けたり、一時支給金を受けての請負的業務からすると、雲泥の違いだ。

さらに、幕府から諸侯に対して、次のように通牒を發しているため、業務も段違いにやり易くなったことだ。

天文方高橋作左衛門手附手伝

伊能勘解由

高橋作左衛門弟

高橋善助

同 下役 二人

右者此度測量為御用東海道中国筋四国九州壹岐对馬迄罷越候ニ付当二月下旬江戸出立別紙道順首書之通り相廻り測量可致候間其段可被相心得候

一右ニ付他領並ニ島々江渡海之節者其所之領主より船を出し差支無之様可被致候尤測量道具為手入止宿致候儀も有之候間是亦差支無之様可被取計候

一廻国先方江戸頒曆所江御用状差出候儀有之候ハ、領主便を以て被相届且江戸表方廻国先江御用上差出し候節心当之場所其領主役人中江可相達候間其所江到着以前ニ候ハ、着之上被届出立後に候ハ、先々江相届候様可被致候

致候

右之趣可相達旨戸田采女正殿被渡候間申達候

丑二月（文化二年）

（伊能忠敬・大谷亮吉）

〔概意〕

伊能勘解由外、測量御用（つまり幕府の仕事として）で、東海道から九州まで出向く。その際は、

①他領（一般的には他藩）や島へ渡海する場合は、その領主が船を出し、測量隊が不便にならないよう取り計らう

こと。また、測量器具の手入れで宿に泊まる時は、これに差し支えないように便宜を図ること。

②測量地より、江戸の事務所へ書状（連絡文）を出す場合は、領主便（藩御用達の郵便）を用いる事、云々。

この通達が、老中戸田采女正から各藩の領主へ出された。

戸田采女正 戸田氏教は、江戸時代中期から後期の大名

美濃国大垣藩第7代藩主。大垣藩戸田家8代。宝暦五年（1755年）上野国館林藩主松平武元の五男に生まれる。初名は松平元起。

元起は大垣藩6代藩主・戸田氏英の養子となって戸田氏教を名乗り、家督相続により従四位下、侍従采女正に叙任された。奏者番、寺社奉行、側用人と昇進し、寛政二年（一七九〇）に老中に任ぜられた。

藩主として善政を行うとともに、幕府老中として幕政に携わり、幕府財政改革に成功した他、ロシア船来航の折は外交問題にも関わり、国家の枢機に携わった。大垣藩政では教育・治水・藩の富強を図り、大垣中興の名主と評された。

堀田撰津守 宝暦五年、陸奥仙台藩主・伊達宗村の八男（第十七子）として仙台に生まれる。天明六年堀田正

富の娘婿となり、堅田藩一万石の藩主となる。寛政二年若年寄になり、老中・松平定信の寛政の改革を助ける。

和漢の学識に富み、『寛政重修諸家譜』編纂の総裁を務める。また蘭学者を保護するなど学者を厚遇し、自らも鳥類図鑑『禽譜』と解説書『観文禽譜』を編纂するとともに、『観文獣譜』『観文介譜』も執筆する。

（ウィキペディア）

こうした経緯を以て、第五次測量（中国測量）、第六次測量（四国測量）が実施され、そしてわが天草測量を含む第七次測量が行われた。

測量隊来郡先触れ

天草測量は、文化七年の事であるが、文化三年（1806）に、先触れ、つまり伊能忠敬の測量隊が天草にも行くことの連絡が来た。

触書到達から、実施まで4年もあることから、ある意味優しい行政であったと言えなくもない。ただし、具体的にどれだけの内容が示されていたかの疑問は残るが。

したがって、この忠敬の測量の意味を、天草郡の指導者がどのくらい正確に理解し得ていたかは分からない。

《近代年譜》

文化三年 この歳

幕吏高橋作左衛門景保手伝、伊能勘解由外三人、東海道より中国西国筋海辺浦々、測量のため下向すべき旨の触書到来。

《木山家文書》 測量隊出立の御触書

公義御浦触写

追而此触書早々相廻し承知之旨別紙請書相添留り宿る左近御役所江可相返候以上

天文方下役

下河部政五郎

右者天文方高橋作左衛門手伝伊能勘ヶ由外三人義東海道其外西国中国筋海辺浦々為御用罷越候ニ付其節相触置候名前之内市野金助事病氣ニ付代りとして此度下河部政五郎被差遣候間諸事先達而相触置候通相心得宿々村々ニおゐて差支無之様可取計者也

丑九月十日 兵庫印

和泉印

左近印

飛驒印

主膳印

美濃印

傳馬町東海道品川

此先御本紙二者先達而之通御認

有候得共同様ニ付略いたし候

右村々宿々 問屋 年寄 名主 組頭

御添触写

一東海道其外西国中国筋海辺浦々為御用天文方御下役下

河部政五郎様御出立被成候ニ付如斯御勘定御奉行様御連

御証文老通御渡被成候間則差越申候 先々無滞相届尤

御判物墨付よこれ不申様入念可被申候以上

丑九月十日 御伝馬役 馬込平八印

従品川西国中国筋海辺浦々方内藤新宿迄

問屋 名主 中

《概意》

伊能勘解由外三名で東海道から中国筋まで海辺浦々の測量をしているが、以前に触れ置いていた市野金助が病気のため、代わりとして下河辺政五郎を差し遣わす。したがって、諸事先達のように心得、村々に於いても差し支えない

ように取り計らうこと。

この文書は、文化二年九月に発せられたが、天草に着いたのは、文化三年になってからである。現在なら各地へ一齐に通知を出すことが出来るが、当時は通信事情も悪く、かつ継ぎ送りで送られてきたので時間を要した。継ぎ送りとは、現在でいうところの回覧板である。ただし、回覧板はそのまま次の人に手渡す。必要ならばコピーを取ることもある。でも当時は、重要な文書なのでコピーを取る必要があるが、コピー機もない。そこで、筆写することになる。当然時間がかかることになる。

これの触書を受けた郡会所詰め大庄屋は、次の触れを富岡町、各組に出している。

《木山家文書》

態申触候 然者別紙式通之通 公義御浦触嶋原千々石村

より上村江継来候由にて送来申候

大切成御本紙ニ付写を以相触候間左様御承知可被成候

御請書者国々振合を以村々分共此方ニ而相認候様可致

候 海辺村々無遅滞早々御継送可被成候以上

五月十日（文化三年） 会所詰め 大庄屋

富岡町 志岐組 井手組 御領組

本戸組 栖本組 大矢野組 砥岐組

久玉組 壱町田組 大江組

右海辺附村々

大庄屋 町役人 庄屋 衆中

〈概意〉

別紙の通り、公義浦触れが島原千々石村より上村（大矢野）へ村継ぎで送り来た。大切な御本紙なので、写しを以て連絡する。組は各村へ遅滞なく継ぎ送るよう。

各組村々へ 会所詰め大庄屋

この年の会所詰め年番は、大矢野組大庄屋吉田長平であった。この会所詰めについて、余談ながら述べると。

天草の自治機関として郡会所があった。当初は蔵元が置かれていたが、天明元年（1781）この蔵元が不正を働いたため、蔵元制度を廃止し、大庄屋が一ヶ月交代で詰めることになった。この会所の業務は、年貢米の保管や代官所と村方との中継であった。後には、郡内の主要協議機関となり、多くの業務を行っていた。

それまで大庄屋2人宛て月番であったが、天明六年（1

786)からは、各組大庄屋年番交代となっている。更に寛政元年からは庄屋2名が加えられている。

御証文並びに先触順達

文化七年に入り、牧野備前守よりの御証文並びに先触れが天草にも届く。

《木山家文書》 測量隊諸国廻浦御証文及び先触れ

覚

一、人足 七人

一、馬 壹疋

一、長持 壹棹

右者測量為御用測器類從江戸中山道木曾街道筋山城淀より西国街道赤間関豊前豊後日向大隅薩摩肥後海辺廻浦并同所嶋々石見尾張三河甲州街道往返共伊能勘解由断次第御用中幾度茂可持送者也

巳八月 備前 印

右村宿中

(註1 備前とは老中牧野備前守忠精

註2 発信年月は文化六年)

伊能勘解由儀為測量御用中山道木曾街道筋山城淀より西国街道赤間関豊前豊後日向大隅薩摩肥後海辺廻浦并同所嶋々石見尾張三河甲州街道往返共於途中茂測量可致間其先々ニ而差支無之様致尤地方通行難成所者其所方船を出案内致無差支様可致者也

文化六巳八月 備前 印

宿々 村々 年寄 共

人足耆人馬六疋從江戸中山道木曾街道筋山城淀より西国街道赤間関豊前豊後日向大隅薩摩肥後海辺廻浦并同所嶋々石見尾張三河甲州街道往返共測量御用天文方高橋作左衛門手附伊能勘解由同手伝勤方坂部貞兵衛同下役下河部政五郎青木勝次郎永井要助罷越付耆人式疋勘解由耆疋宛貞兵衛政五郎勝次郎要助江相渡之者也

文化六巳八月 備前 印

右村宿中

具体的廻状到来

文化七年三月、測量方伊能忠敬の一行が、近く来島す

るといふほぼ具体的先触れが、肥後藩三角浦から富岡の役所に到来した。

《近代年譜》

1810年4月15日（文化七年三月十二日）

測量方伊能勘解由忠敬一行上下18人来郡に付き、この日宇土郡三角浦より先づれが富岡に到来、会所詰め大庄屋請書して、触れ書は元通り三角浦へ継ぎ返す。

三角からの廻し状の内容は次の通り。

《木山家文書》

覚

御証文

一人足 八人

一馬 七疋

一長持一棹持人足

右者我等共国々測量為御用豊前小倉方海辺ニ從ひ豊後日向大隅薩摩肥後熊本迄浦々嶋々其外最寄之山々城下等不残相測候間 御証文之通書面之人馬無遅滞御継立且

海辺通行難成場所并嶋々江者其渡場ニ船用意有之無差支様取計可被申候 尤右通行筋山川共測量いたし候間村々絵図面持参案内可有之候

一右通行筋村々領主姓名国郡村高家数等別紙案文之通相認前々泊江持参可有之候

一泊宿之儀雨天其外御用調測器手入等ニ而逗留致候ニ付途中方追々可達候 尤御測器据込候間南北見晴らし之地所十坪計用意可有之候

一惣人数上下拾八人相越候ニ付止宿等差支無之様夜分測量有之候間可成丈上下不残同宿之積 若し村方建家間狭

ニ而同宿難成儀も候ハ、近辺へ別宿用意可有之候 支度之儀者御定之木銭米代相払候間其所有合之品ニ而一汁

一菜之外馳走ケ間敷儀可為無用候 即御証文之写三通書付雛形壱通相添差遣候

此先触早々順達肥後熊本江留置我等共着之節可被相返候以上

巳十二月 永井要助印

青木勝次郎印

下河邊政五郎印

坂部貞兵衛印

伊能勘解由印

豊前小倉方 豊後 日向

大隅 薩摩 肥後 天草 熊本迄

海辺 浦々 嶋々

村々問屋 年寄 名主 組頭 中

これを意識すると。

覚え

御証文 一、人足 八人

一、馬七匹

一、長持 一棹 持人足

右の者我ら共、国々の測量御用のため、豊前小倉より海辺に従って、豊後、日向、大隅、薩摩、肥後熊本まで、浦々島々その他最寄りの山々、城下等残らず測量をしている。

そのため御証文の通り、書面の人馬を遅滞なく用意し、かつ海辺の通行が難しい所や島々へは、その渡し場に船を用意し、測量に差し支えないよう、対策を取るように申し付ける。

また通行する所や山川は測量している間、村々の絵

図面を持参して案内するように。

一、通行する地の領主姓名、国、郡、村高、家数等別紙の案文の通り書付、前々日の泊地へ持参のこと。

一、宿泊の際雨天等の場合、御用の計測器の手入れ等のため滞留するので、途中より追々達す。また測量器を据え付ける、南北の見晴らしと10坪ほどの地を用意をすべし。

一、総人数上下18人で来るので、宿等は差しさわりのないように。

夜分も測量するので、全員同宿できるように。

もし、建屋が狭く同宿がかなわないときは、近辺へ別宿を用意すること。支度はお定めのお金を支払う。

料理はあるもので、一汁一菜のほか馳走は無用。

証文の写し3通を作り、雛形一冊を添え、差し支えないようにして、この先、先触れを早く肥後熊本へ留め置き、我らが到着した際にお返しすること。

以上

巳十二月(文化六年)

永井 要 助

青木 勝次郎

下河辺 政五郎

坂部 貞兵衛

伊能勘解由

豊前小倉より

豊後、日向、大隅、薩摩、肥後天草熊本迄海辺浦々、
島々、問屋、年寄、名主組頭中

書上 (案文)

何之誰領分

何国何郡何村

一、高何千何百何十何石何斗何升

一、家数何百何十何軒

内何百軒 本村

何十軒 枝郷字何

.....

一、村の長さ、東西何十何町、南北何十何町

内、何十何町 居村

何十何町 野間

一、村内往還筋(或いは海辺)何十何町何十間

但し、何村境より何村境まで

一、居村往還通(或いは海辺)まで何町方角

以下、

街道は何か所か。

何処何処へは何里か。

河は船渡ししか歩行が可能か。

寺社、名所、旧跡、名産、古城跡。

当村から隣村まで方角と距離。また、田畑か山越えか。

遠山が見渡せるのは、何山で方角と距離。

島はいくつか。その島の周囲の距離、家数、何村から

の距離。

人家はあるか。

船を留める港の深さは。

などこと細かく情報を求めている。

注意事項として、半紙縦帳に細字で書くことや難読村名にはカナを付ける事とある。

縦帳とは用紙をたてに二つ折りにし、袋とじにした帳面。

書上げ部分は、(書上 案文は「伊能忠敬の天草測量」由

比質)による。

これを受けて会所詰大庄屋はとりあえず次の文書を郡中

の村々などに発している。

《木山家文書》

覚

一 御証文写 三通

一 御先触写 壹通

一 雛形御書付写 壹冊

右測量方御先触肥後三角浦村方登立村江継送來候由ニ而為持來候ニ付其段御役所江茂御届申上郡中海辺附村々請書送書共会所ニ而相認夫々印達濟元之通登立村方三角浦村江継送戻し申候 村々共右御証文御先触之趣御承知可被成候 尤請書者海辺付村々計いたし遣候得共郡中村々共承知不罷在候而者相成間敷殊ニ大庄屋海辺付ニ而無之組々茂有之候事ニ付郡中村々共請書印形被成刻付を以早々御順達可被成候以上

三月十二日 会所詰 大庄屋

郡中村々 大庄屋 町役 庄屋 衆中

そして測量隊受け入れの打ち合わせ大庄屋会議を開催すべく、代官及び会所詰大庄屋名で、次の招集をかけた。

《木山家文書》 測量方へ差出す絵図面仕立て方相談

測量方追々罷越候ニ付帳面絵図面仕立方彼是申談儀有之候間我々御領村へ老人出浮候ニ付大庄屋中来廿五日右村江無遅滞罷出候様可被致候以上

代官

前書之通被仰聞候ニ付則切紙写差廻申候 当月廿五日無間違御領村江御出勤可被成候 此状遅滞いたし候而者先々間違ニ相成候間昼夜ニ不限組元方組元へ飛脚ニ而継送り候様御取計可被成候 右申進度早々以上

四月廿日 会所詰 大庄屋

未刻頃出ス

志岐組 井手組 御領組 栖本組

大矢野組 砥岐組

右組々 大庄屋衆中

測量方が追々来郡するので、帳面や絵図面を作成する必要がある、その打ち合わせするための大庄屋会議を開催するというものである。

更に、この帳面や絵図面は、あくまで測量隊に提出するものであり、後日これによって、現在の村々間の境目等には用いないという口演書もわざわざ出している。文中にあ

る井手村云々は、意味不明。

《木山家文書》帳面絵図面の内容はこの場限りの通達

口演

一此度測量方相廻候ニ付郡中村々絵図面并帳面仕立方村内間数等相調候之様申談候処村ニ方境等認方差支候所茂可有之哉ニ被存候右体之所者其訳測量方江申達後來之差支ニ不相成様取計可申ニ付其心得ヲ以事立不申様程能取計可被申候 右ニ付而者此度差出候書付村内間数境目等之儀者及後年取用候儀決而有之間敷候 是等之所相含勘弁を以呉々不事立様可被致候 尤井手村ニおゐても申談置候得共猶又口演書ヲ以申達候己上

四月晦日

今井左四郎

藤本 恕助

大庄屋中

尚々飛脚賃之儀者割合御渡可被成候

別紙御回達書御渡被成候ニ付差廻申候 御回達書ニ茂有之候通此節帳面并絵図面後年ニ至取用方ニ相成不申趣 尚又会所方も申遣候様被仰聞候間右之御含を以村境等之儀ニ付必申事等無之様御取計可被成候 尤組々大庄屋中右之含を以取計事立不申様可仕趣之請書差出候様

可申遣旨被仰聞候間此飛脚方請書御認御遣可被成候
右申進度如此御座候以上

五月朔日

会所詰 大庄屋

志岐組

井手組 御領組 本戸組

栖本組 大矢野組 砥岐組

右組々 大庄屋衆中

この大庄屋會議に、宜珍にも出席の依頼があつた様だ。というより、宜珍は大庄屋格になつており、大江組の大庄屋に代わつて大江組大庄屋から依頼された模様だ。宜珍日記には。

《宜珍日記》

5月26日（四月二十四日）

今富より飛脚にて明二十五日大庄屋代として御領へ
罷りこすことを知る。

としているが、二十五日に大庄屋會議に宜珍が出席したことは記録していない。

《近代年譜》

5月27日（四月二十五日）

測量方伊能忠敬一行を迎える下準備のため、この日御領村に於いて、郡中大庄屋会議を開き、諸事打ち合わせを行う。

さて、測量隊を迎えるために成した宜珍の動向を「宜珍日記」から見てみよう。この時期、宜珍は、田植えやカライモ植え、窯火入れと多忙な日々を過ごしているうえに、測量隊迎への準備に忙殺されている。

《宜珍日記》には5月24日（四月二十二日）今日測量方の村絵図取りに宜珍が行こうとしたところ、疝気（下腹痛）心地のため途中より引き取っている。宜珍は、長崎役人に対して相対も出来ず申し訳ないと記している。

そして、6月4日（五月三日）には、大江組寄りに、伝次平、悦蔵を召し連れ船で行き、測量御用の打ち合わせ（申談）を行い、夜半に帰っている。

またこの会議には、宜珍と今富村庄屋演右衛門が出席し、他の庄屋は年寄を出している。小田床村からは、誰も出していない。

ここで、井手（村？）で写し取った書付、絵図の写しをそれぞれ渡された（参考のため？）。村々で絵図面を作成

し、十日まで調べ、会所へ差出すようになった。

6月8日（五月七日）には、今富村の年寄が来て、測量方へ提出の絵図面の添削をしてほしいと頼まれている。しかし、まだ当方のものも出来ておらず、それぞれではないと断わっている。また、福連木村からは、当村（高浜村）迄の間数書付の問い合わせがあり、書付を渡している。更に、下津深江村からは、筆者が見え、測量方書付を指導してくれとのこと、下書きを渡している。

翌八日には、海辺間数改めのため、伝次平、悦蔵を連れ、船で出ている。当日は、雨天であったが、小田床、境松松ノ鼻より小崎を廻り釣棚まで終えている。

なかなか宜珍さんも大変だ。
翌九日には、西平の間数改めに伝次平、貞右衛門を出している。

また、同日薩摩から長崎へ廻船の船が、高浜に立ち寄った。そこで、浅五郎を差し向け、藩役人から伊能測量隊の様子を聞き取っている。それによると、測量隊の様子が詳しく述べられているが、薩摩測量にはずいぶん日数がかかる様子である。

十日には、小田床村から高浜村の書上帳を参考に見せて欲しいとの事で、写しを渡したり、大江村との界がはつきりしないので、そこをどうするかの相談があっている。

そして、測量方書上帳一冊、村絵図を一枚、明日富岡会所まで提出するため、当日飛脚に渡している。また、藤本怒助代官に上げる焼酎二升をも頼んでいる。その高浜村の「書上帳」が「宜珍日記」に掲載されている。

《宜珍日記》

書上帳(ひかき) 扣

松平主殿頭御預所

肥後国天草郡高浜村

- 一 高六百拾五石三斗六升六合
- 一 家数五百五拾四軒 但枝郷無御座候
- 一 一村長 東西貳里半 (9・8 km)
- 一 南北貳里拾町 (8・9 km)
- 一 但当村之儀野山勝二而谷間迫合所々ニ人家有之候ニ付
- 一 居村卜野山下之仕分何分難出来御座候
- 一 一村内海辺長壺里廿六町七拾間 (6・9 km)
- 一 但大江村境方小田床村境迄
- 一 居村御高札場方海辺迄四町拾五間 (0・5 km)
- 一 入江白洲ヲ隔
- 一 一村内街道筋ニ無御座候
- 一 肥後国富岡町御陳屋江陸五里三十式町三拾五間 (2

- 3・2 km) 海上八里 (31・4 km)
- 一 同国飽田郡熊本御城下江海上廿八里 (110 km) 陸式里 (7・9 km) 合三拾里 (117・8 km)
- 一 同国宇土郡宇土御城下江海上式十九里 (113・9 km)
- 一 同国八代郡八代御城下江海上廿式里 (86・4 km)
- 一 同国彼杵郡長崎江海上式拾壺里 (82・5 km)
- 一 薩摩国鹿兒島郡鹿兒島御城下江海上八拾五里 (333・8 km)
- 一 御朱印 御黒印 寺社無御座候
- 一 庵壺ヶ所 禅宗隣峰庵
- 一 社拾式ヶ所 八幡宮 諏訪宮 十五社 志賀社 天満宮 祇園社鈴木社 愛宕社 稻荷社 恵美須 秋葉権現 皿山窯神
- 一 一名所 旧跡 名産 古城跡 島 無御座候
- 一 一所産物 陶器 砥石 少々出来仕候
- 一 一当村方隣村七ヶ村江方角里数
- 一 御料小田床村家居迄丑ノ方 (北東) 壺里四町三十式軒 (4・4 km) 但山越
- 一 同下津深江村家居迄丑ノ方小田床村通式里拾壺町八間 (9・1 km) 但同断
- 一 同福連木村家居迄寅ノ方 (東北東) 山通三里八町三十壺間 (12・7 km) 但同断

同今村家居迄卯ノ方(東) 三里三拾壹町廿六間(15・2 km) 但同断

同壹町田村家居迄辰巳ノ方(南東) 式里十五町三十壹間(9・5 km) 但同断

同今富村家居迄巳午ノ方(南南東) 壹里拾五町三十六間(5・6 km) 但同断

同大江村家居迄午未ノ方(南南西) 壹里拾五町三十六間(5・6 km) 但同断

一遠山見渡 肥前国高来郡野母山亥ノ方(北北西) 凡拾四五里(55・58・9 km)

一舟掛湊無御座 沖掛二而御座候凡深サ六七尋(11・12・7 m) 尤入江方川内江潮満候時ハ三四百石積船

迄ハ乗入 潮干候時ハ船居リ申候得共川奥ニハ平常浮候処も少々ハ御座候

右之通相違無御座候 以上

文化七年午

高浜村庄屋上田源作

上田宜珍日記翻刻文注釈として、これは恐らく全国統一の様式であろう。また、○は筆者算式。

宜珍の測量隊関係業務は、これで一応一段落した様子で

ある。

《宜珍日記》

8月18日(七月十九日) 晴れ 西北風

久玉よりの測量方一件に付き飛脚が亀浦より来る。

《宜珍日記》

8月19日(七月二十日) 晴天 北風

富岡へ船で出勤。測量方が当月11日に薩州山川へ着いたので、取り急ぎ同国市来辺りまで来るようにとの事で、出勤するように中原氏(久玉組大庄屋)より昨日連絡があつたため、出勤した次第。

《宜珍日記》

8月22日(七月二十三日) くもり 南風 10時頃一

時大雨

①富岡より陸路で帰る。測量方御用準備のため、急々村へ引き取り間、村継ぎカゴを差し出すように会所より先触が出、都呂々村より小田床まで人足が出る。昼過より打ち立て夜半ころ帰着。

② 測量方へ差し出す書上帳村絵図今日まで出来ていないため、明日これを会所まで差し出すつもりで

ある。中原氏は、船で東回りで帰る。自分（宜珍）は23日久玉へ行くことを伝える。

③このたびの薩州への往来御切手（往来手形）並びに先触れを持参する。内容は次の通り。

此者六人御料従肥後天草郡

薩州江罷越候 海陸往来

為無滞如此候 以上

午七月廿二日（8月21日） 富岡御役所

所々御改所

覚

中原新吾

上田源作

右者御料従天草郡測量方御役人順在之儀
為聞合 薩州御領へ罷越候間 書面之通
宿継人馬無滞差出可然候 已上

七月 富岡 御役所判

右の通り認めていただいた。人馬の調達また地名を尋ね書き入れるよう仰せつけられる。

《近代年譜》

8月22日（七月二十三日）

測量方参考に資する村々書き上げ帳並びに絵図面認め方に付き、大庄屋庄屋中会所に寄合い評議し、かつ休泊入用品を臨時郡割りに計上、小夜衣布団25流（上8流、中17流）、ゴザ30枚、蚊帳10張、熨火台2つ、三宝4つ、膳椀20人前を調達し、休泊の村々へ回送することとする。

更に、七月二十三日には、大庄屋、庄屋が会所に寄合評議し、村々へ次のような通達を送っている。

①（測量方の予備知識となる）絵図面や村内の間数（距離）等の調書は、遺漏なきように提出する事。
②この測量方による費用は、村々の負担となる。その負担は、総額30貫で、これは各村の石高によって割り振る。すなわち、百石当たり、140匁とする。

《木山家文書》 測量方御用割り当て金

覚

一 錢三十拾貫目

此割

貳万四千四百三拾三石五斗四升六合壹勺

但高百石二付百四拾匁当り

一 錢四貫六百四匁九分 本戸組

右者測量方御用ニ付村々書上帳絵図認方并当郡江御渡海之上御休泊之村々ニ入用之品調方彼是年番ニて行届不申候ニ付此度寄会之上大庄屋庄屋談合之上前割書面之通ニ御座候間八月五日限無間違会所へ御遣可被成候 御延引被成候而へ右品調方差支ニ間違ニ相成候間此段御承知可被成候 測量方御渡海之儀も間近ニ相成候趣ニ付御用向為承合薩州領分迄久玉組大庄屋高濱村庄屋今明日中渡海之筈ニ候 追々帰村之上御出会之儀者可申進候 左様御承知可被成候以上

七月廿四日 会所詰 大庄屋

木山十兵衛殿

木山家の本戸組の分担金は、4貫604匁9分となつてゐる。郡中の総石高2万1433石5斗4升6合1勺は文化六年の石高である。

村への通達とは別に、郡会所でする仕事も多い。

測量一行の来島が近づくにあたつて。

《近代年譜》

8月22日（七月二十三日）

測量方参考に資する村々書上げ帳並びに絵図面認め方に付、大庄屋庄屋会所に寄合評議した。その中で休泊入用品を臨時郡割りに計上し準備することにした。内容は小夜衣布団25流（上8流、中17流）、莫蓆30枚、杖30本、蚊帳10張、熨火台2つ、三宝4つ、膳椀20人分を調達し、一行が泊まる予定の村々に廻送することとする。

小夜衣ふとんとは着物の形をした綿の入った布団のことである。現在では掻い巻き布団というようだ。またのし台とは炭火によるアイロンだとか。なかなか江戸期の文を読むのは難しい。現在ならば、旅館やホテルを紹介すればいいが、当時は、地区あげてというより、統括責任者はもとより、村々の責任者は、大変な苦勞があつた事が分かる。

また、綿入れの布団と蚊帳の手配をしているのも不思議だが、回し状には、何月に来るとは書いてないので、いつの季節に来られてもいいように対策を取つたものと思われる。

《木山家文書》 測量方使用の布団等村々への仕送り

覚

一 小夜着 ふとん 廿五流

但上八流

中十七流

一 御座 三拾枚

一 枕 三十

一 蚊帳 十張

一 火熨斗 貳ツ

一 三寶 四ツ

一 膳椀 貳拾人前

ノ

右者測量方御廻村ニ付書面之品々会所ニ而相調御休泊之
村々江仕送りニ相成候間此段御承知可被成候 委細之儀
ハ追々寄合ニ評議之上相決可申候以上

近代年譜と木山家文書では若干の違いがある。

近代年譜では「杖30本」となっているが、木山家文書では「枕30」となっている。木山家文書の枕が正しいと思うが、それでも布団が25なのに枕30はおかしい。また、近代年譜では「熨火台」となっているが木山家文書では「火熨斗」

となつてゐる。莫塵と御座も、表現が違うだけで、おなじものとみていいだろう。

伊能忠敬と初対面

伊能測量隊と打ち合わせのため薩摩へ

そして、8月29日、先の大庄屋庄屋会議決定で、出迎への役目を任された久玉組大庄屋中原新吾と高浜村庄屋上田宜珍の両人は、測量隊御一行様との打ち合わせのため、薩摩領の出水まで出張し、諸事打ち合わせを行った。

この役目を中原新吾と上田宜珍に決まったのには、考えるに次のような理由が想像できる。それは、中原新吾は大庄屋代表として誰にするかという場合、おとなしい性格で皆で指名すると断れないと見えたと思える。また、薩摩に最も近い大庄屋ということもあつたろう。普通ならだれでも敬遠したい役目であつたから、指名された中原氏は、体調もすぐれなかつたようで、できれば引き受けない役目と見た。それに対し、宜珍は庄屋の中でもずば抜けた知識人であり、かつ知的獲得好奇心あふれる人物であつたためだろう。いや、宜珍自身が、自ら望んでその役目を引き受けたと筆者は考えたい。

そして、後に測量期間中、随行役、案内人として、伊能

忠敬と身近に接することができたのは、宜珍にとって何よりも楽しい時間であったように思う。

また、忠敬にとつても、辺境の地天草で対等に知的に語り合える友ができたことは、存外の喜びであったことは想像に難くない。

《宜珍日記》

8月24日（七月二十五日）晴天、北風

測量方御用に付き、薩州行き。今晚船にて久玉まで行く。人足伊平次を召し連れる。

《近代年譜》

8月24日（七月二十五日）

測量方見分のため、久玉組大庄屋中原新吾、高浜村庄屋上田源太夫、薩州出水方面へ出張する。

この近代年譜の日付は薩摩へ出発した日ではなく、宜珍が久玉まで行った日である。また、宜珍を源太夫としているが、当時は源作と名のつており、源太夫と改名したのは後日のことである。

と書くと、すぐにも測量隊にあったように思えるが、実際中原、上田両氏が伊能忠敬と会えたのは、9月13日（八月十五日）であった。8月30日（八月朔日）牛深を出港し、薩摩串木野に着いた時は、測量隊は、甕島を測量中であつたためだ。そのため、甕島の測量がいつまでかかるのか等を確かめるため、鹿児島へ行っている。そして、また串木野へ帰り、甕島測量が長くかかることから、甕島へ渡ることにして、実際に会えたのは、牛深出港から14日後であつた。ただし、測量隊が、甕島から串木野へ返ってきたのは、9月17日（八月十九日）であつた。あと4日待てばわざわざ冒険をして渡海する必要はなかったのだが。

甕島へ渡航したのは、9月12日（八月十四日）である。この日は二十日であつた。伊能日記によると、「八月十四日 朝大曇天。此日二十日、東南風。大風雨空にて波荒く、舟行難成。」と記している。また、翌9月13日（八月十五日）には「朝風雨波荒」の中、午前は測量をしているが「以後は大難所、波荒船測も難成、止て帰宿」と記してあるところから、台風が来ていたようで、よくもこんな日に渡海したものである。台風情報がない当時だから仕方がないが、冒険であつた。

この日の日記の最後に、「肥後天草郡天草島大庄屋中原

新吾、同庄屋上田源作来向」と記している。

有之二付文略ス

ただし、『上田宜珍日記』には、このあたりのことについては何も記していないが、『巡廻日記』には冒頭に、次のように記している。ここは翻刻の通り記す。(但し箇条書きにて)

《巡廻日記》

測量方御役人薩州御領内御順在為承合

七月廿一日(8月20日) 中原新吾上田源作御用船ニ

乗組

八月朔日(8月30日) 牛深出帆 同日暮頃薩州串木

野江致着船処 同日朝市来湊より測量方甌島江御渡

海ニ付

同三日(9月1日) 鹿兒島江罷越右御用向聞合

同十三日(9月11日) 串木野江罷帰

翌十四日(9月12日) 甌島へ渡海

同十五日(9月13日) 同所瀬々之浦ニ而右御役人伊

能勘解由様坂部貞兵衛様江懸御目御用向承リ 尚又

鹿兒島方附添野元嘉三次殿其外付々江対面諸事承合

同廿四日(9月22日) 富岡迄罷帰候次第別紙ニ相記

※「七月廿一日(8月20日) 中原新吾上田源作御用船ニ乗組」とあるが、これは、七月三十一日(8月29日)の誤りである。

上田宜珍は、ここに初めて伊能忠敬に会った。初対面とは言いながら、忠敬は、好奇心や学習意欲が高い宜珍に対して、好感を抱いたことだろう。また宜珍から天草の概要を聞き、その見識の広さに注目した。

宜珍も、初めて目にする測量機材や、忠敬の熱意ある態度に、尊敬の念を持ったと思われる。

この対面で、忠敬は天草の大まかな概況を聞き取った。忠敬は、これから測量に入る天草について、串木野から天文方上役の高橋景保(師高橋至時の子)に次のように書簡を送っている。

天草島の儀は存外の大島にて、大島は周回6、70里、中島30里余、小島5、6里を頭として、数多これあり候由、下甌島まで天草大庄屋まかり越し物語にござ候。左候わば、2か月を相掛り申すべきやに存じ

奉り候。

八月二十日（9月18日）

伊能勘解由

高橋尊君

（ただし文献不明・大和心に人問わば）

10月4日夜に、長島より伊能忠敬来島近しの通報が、久玉村大庄屋中原新吾へあつた。

長島より遠くから見えるように幟を天草郡の島々に立てるようにとの事に、それぞれ手配をした。一行は、獅子島の調査を終えて、大多尾村に渡り、同地に於いて天草郡の日程を決定するので、そのことを各村へ通知して欲しいとのこと、早速郡会所、並びに大多尾村にこのことを通報した。

ところが久玉村には当時疱瘡が流行していたため、大庄屋の中原新吾は遠慮して、代理に牛深村の恒七、久玉村の松太郎を案内役として長島へ遣わした。

また、別動隊は10月6日八代町に泊まり、順次南下して袋村（水俣町）の調査を終わり、この地より大多尾村へ渡航の予定であることが、大矢野組大庄屋吉田長平より報告された。

《宜珍日記》

10月2日（九月四日）雨天、南西風

①測量方の入用前割銭、645匁9分5リを高浜村年寄中から会所詰め大庄屋衆へ送る。

②測量方への書き上げ帳一冊を都呂々酒井氏へ届けさせる。

（内容）高浜村高札場より千ノ通まで1740間（3・2 km）、同所より大江高札場まで1246間（2・2 km）、合計2986間（5・4 km）。この町数49町46間（5・4 km）、1里13町46間（5・4 km）。右道のり書付書上げ帳に付ける。小田床高札場より高浜村高札場までの里数は、同村より都呂々へ連絡するはずである。

《近代年譜》

10月4日（九月六日）

この夜、薩摩領長島城河内より久玉村大庄屋中原新吾へ招状が到来する。しかし、同所は当時疱瘡流行のため、牛深村万屋恒七に久玉村松太郎を付け、兩名を代わりに遣わした。それにより、長島より遠見印となる島々へ幟を立てよとの事で、すぐにそれぞれの手配をする。なお一行は、薩摩獅子島より大

多尾村に渡り、同地に於いて日程を決定するとの口達も受ける。

九月八日

中原新吾

平井為五郎殿

追而高濱相見江居候哉為御知可被下候

《木山家文書》測量方役人と薩摩で面談のため招集

為測量御用近々天草江引移候ニ付御用談之義有之候間明

七日薩州長嶋之内城河内村止宿江早々罷出可被申候

別紙之通久玉大庄屋方申来候ニ付写入御覽申候間夫々無
間違御取計可被成候早々以上

九月六日 測量方印

九月九日

会所詰 大庄屋

天草久玉村

中原新吾殿

猶々当午御年貢手本米之義片時も早々御遣し可被成候
以上

如此六日夜長嶋方飛船ニ而到来致候得共同所痘瘡流行故
牛深村恒七久玉村松太郎差遣申候

(以下測量方より中原新吾へ。中原から平井への文が掲載
されているが、ほぼ同文のため省略)

定而御渡海場之用談ニ可有之と相察候間口演書致為持
遣申候処其用向ニ而無之長嶋方遠見目印ニ相成候嶋々江
幟を立候様との事ニ而差図之通夫々取計申候 且御渡海
場之義者獅子嶋方大多尾村之御積りニ而追々其訳右村江
御通達有之其所方御廻順先々江為御知候様可被仰遣之由
猶拙者方も大多尾村へ右之訳通達仕置候様被申聞候
処右両人方申聞候 此段御代官様江被仰上尚又本戸組江
も御申遣置被成候而御尤ニ奉存候 右為可得其意如此ニ
御座候以上

《近代年譜》

10月6日(九月八日)

坂部貞兵衛の測量別動隊はこの夜八代に泊まり、順

次袋村（水俣）より大多尾へ渡航の予定であることを、大矢野組吉田長平が八代に至り、肥後藩付廻り役池部長十郎より関知、その旨早速会所へ報告する。

《木山家文書》 測量方役人来島見込みの報知

大矢野大庄屋之書面写

測量方御役人昨日日奈久御泊りの旨一昨七日昼頃佐敷町役人方掛合有之候ニ付早速出船仕其夜日奈久江相届キ翌日田浦惣庄屋江面談之上段々咄合候処、測量方御役人御休泊之儀者其時ニ差かゝり不申候而ハ相決候儀無之既ニ日奈久茂三日己前御泊り之趣ニ付万事手筈いたし候得共間違ニ相成今八日弥八代御泊り明日ひなく御越之儀今朝漸相分り候との事ニ付、直様八代御泊へ罷越熊本方御付廻池部長十郎殿面談いたし始末聞合候処求麻方川筋通り八代迄御越先順者別紙書付通之日積ニ而多くハ袋村方天草大多尾村江御渡海ニ相成、其末御対談之上ニ而者尚又二手ニ而天草郡御測量有之趣ニ相聞候得共御兩所御面談無御座候而ハ相決不申候段同人方演舌有之候一測量方御役人江罷出度旨申入候処折不申御繁雜之由ニ而却而御面倒之筋ニも有之右聞合之儀ハ少しも間違無之趣長十郎殿方被申向候ニ付其夜帰帆今朝到着仕候

右長十郎殿ハ此節御越測量方御役人弟子之由ニ而役儀ハ輕ク相聞へ申候得共国中之付廻と申事ニ御座候 外ニ付添も有之候得共重立候役分之衆ハ被居不申候一御昼休所之儀ハ不申及其外前後ニさつと仮家ニ而も相立茶并菓子杯用意此所午御腰掛御休足御座候由右御休息所ハ一日御測量之道の七八合目ニ用意致置候事一酒も夜分ニハ御用意御座候由

九月 吉田長平

右之通り申来候ニ付此段御承知之上万端御手当之程可然奉存候 取紛乱筆御免ニて早々以上

九月十日 会所詰

木山様

《巡廻日記》

測量方御役人方、長島へお差し入れ（測量）の段相聞こえ、九月八日（10月6日）伊野又七郎（小田床村庄屋）、小松彦右衛門（浦村庄屋）聞き合わせによりまかり越し、同所浦底にて、（伊能忠敬様に）お目にかかり、同十一日（9日）帰る。（巡廻日記前段）

《宜珍日記》

10月9日(九月十一日)曇り、風無し

測量方御役人様、当十六日(10月14日)に大多尾に着く様子のため、代官が出役するはずとの連絡が会所ある。

《木山家文書》藤本代官大多尾へ到着の件、

大庄屋より連絡

覚

- 坂部貞兵衛様
- 青木勝五郎様
- 弟子衆 式人
- 竿取 壹人
- 小者 兩人
- 一 八代方芦北筋御泊り所
- 九月九日 日奈久 十日 田ノ浦
- 十一月 佐敷 十二月 湯浦
- 十三日 津奈木 十四日 水俣
- 十五日 袋村

態以飛脚得御意候 然者測量方御役人御廻り藤本助様明十一日大多尾村江御越之積ニ御座候間御宿其外無間違様御手当可被成候

天氣宜敷御座候得ハ船方御越之積リニ御座候右得御意度早々以上

九月十日 会所詰 大庄屋
木山十兵衛様

《木山家文書》測量方御用品輸送人足差出の件

覚

- 一 長持七棹 此人足式拾壹人
- 但老棹三人之積り
- 一 波籠式ツ 此人足六人 但右同断
- 一 椀箱老荷 此人足式人
- 一 諸書付小櫃老ツ 此人足壹人
- 一 釣灯台式ツ 此人足老一人
- 一 駕籠四棹 此人足四人
- 一 三拾五人

右者測量方御用郡中仕送り物書面之通御船揚大多尾村迄明十一日差送り申候 村々共無遅滞人足差出可被成候 己上

九月十日 会所詰 大庄屋
午刻二出ス
富岡町 志岐村 新休村 下河内村

町山口村 亀川村 楠浦村方船ニ而
大多尾村迄

大庄屋 町役人 庄屋 衆中

早々以上

九月十一日 会所詰 大庄屋

富岡町 志岐村 新休村 下河内村

町山口村 亀川村 楠浦村 大多尾村

右村々

大庄屋 町役人 庄屋 衆中

《木山家文書》 藤本代官延着の通知

態飛脚を以申進候 然者測量方御役人様当月十六日頃御
渡海ニ相成候趣ニ付御付添藤本恕助様今日大多尾村江御
越之儀御見合ニ相成候ニ付此段為御知申進候 猶追々御
越之節者又々為御知可申進候 大多尾村江茂其御元方御
見合之趣御申遣被成候 右申進度早々以上

九月十一日 会所詰 大庄屋

木山十兵衛殿

是ハ大多尾人足便へ右村へ遣ス

《木山家文書》 薩州より大多尾へ渡海見込みの連絡

来ル十七日迄薩州長嶋之内獅子嶋測量相濟翌十八日同
嶋方渡海其村江相越候間得其意宿用意等可有之候 且測
量之内雨天有之候得者日送之積相心得可被申候以上

九月十四日 測量方印

肥後国天草大多尾村 役人中

《木山家文書》 測量方延着に付き、人足見合わせ

態申進候 然者測量方御役人御渡海ニ付郡中仕送之品今
日大多尾村迄差遣候筈ニ而人足手当申進候処昨日久玉方
懸合有之候ハ十六七日当郡江御渡海ニ可被相成候段申来
候ニ付一両日ハ見合方ニ相成申候 依之追々相分り次第
可申進候之間人足手当此節ハ御見合可被成候右申進度

追而十八日雨天ニ候共渡海相成候 海上ニ候得ハ相越候
間此段相心得可被申候 先達而久玉村牛深村年寄江申付
置候目印之職共建置可有之候得共猶亦晴雨ニ不依我等共
相越候迄ハ建置可被申候以上

《木山家文書》 水俣より天草へ、坂部隊渡海の連絡

一筆致啓上候 各様弥御堅勝可被成御座珍重之御事奉

存候 然者公儀天文御測量方坂部貞兵衛様先達而当領芦

北表江被成御入込浦々御糺方御座候処天氣能有之候得者

来ル十八日頃二者相濟翌十九日朝神川与申所方 御料

大田尾近辺迄御渡海之筈ニ御座候 尤雨天等ニ相成候得

ハ延引茂可仕哉旁其御手紙被成置度奉存候 且又其地ニ

而ハ何方江御着船可然哉乍御面倒貴報御知セ被下候様宜

御頼申候

右之段為可得御意態与飛船ヲ以如斯ニ御座候

恐々謹言

九月十四日

水俣吉左衛門

頼永印

小崎六郎左衛門様

木山十兵衛様

野田藤九郎様

猶々大田尾御支配之儀不分明ニ有之御連名得御意申候以

上

※①大多尾を大田尾と間違つて表記。

※②送付先人を栖本組大浦村大庄屋小崎、本戸組本戸馬場村大庄屋木山、一町田組一町田村大庄屋野田各氏に充てているのは、天草と交流がないため、知っている人宛てに出したと断っている。

《近代年譜》

10月10日（九月十二日）

測量方一行、獅子島より大多尾村へ着くとの報に接し、陣屋よりは付廻り役として藤本恕助、同村に赴きこれを出迎えすべく、人足35人を富岡、志岐、新休、下河内、町山口、亀川、楠浦の沿道諸村に命じたが、一行延着の追報によつて見合わず。

《宜珍日記》

10月11日（九月十三日）晴れ 北風

富岡飛脚が大江戻りがけに立ち寄る。測量方が15日に大多尾へ着くことが決まったので、14日に大多尾村へ行くように。代官も同日行く予定。

《巡廻日記》

10月12日（九月十四日）

付添代官の藤本恕助様上下一行3人、画工竹四郎共に、大多尾村へ船で来る。宿は実作宅。

同日、郡中持廻りの品を大多尾村へ村継ぎいで送り来る。

長持・10棹、皮籠・2つ、駕・4挺、夜着布団、絹夜具・8流、木綿夜具・17流、膳椀・20人前宛、傘・30本、合羽、駕籠、桐油、黒塗枕・一箱、常の枕・30。

右宰領は庄九郎、付添料理人利十郎、宿久米助方

(巡廻日記前段)

※桐油 防水用油

宰領は伊能測量隊に同行する、画工・竹四郎、用具宰領・庄九郎、そして料理人の利十郎。

竹四郎、庄九郎はその後の日記に登場するが、利十郎はこの後文面には出てこない。ただし、褒賞受賞者に、利十の名があり、利十郎と同一人物と思われ、最後まで料理人として従事したと思われる。

庄九郎についてはよく分からない。宜珍日記の八月七日に「富岡庄九郎並びに甚平方へ悔やみに立会い、又蔵遣わす」とある。これと同一人物ならば、富岡の町役人等の関係者と思われる。その場合、宜珍が悔やみをするほどだから、宜珍と関係の深い人であろうことは想像できる。かつ宰領とは、総支配人とも言うべき業務であり、かなりの優

秀な人であったことは勿論だ。

竹四郎は、「上田宜珍日記」の註によると、志岐組内田村の絵師で、別名戸弥大となっている。後に文化十一年高浜村大火後の庄屋宅再建にあたって、襖絵を描いたという。

なお、文は読みやすくするために、現代文による表記にした。10月12日(九月十四日)の原文(翻刻文)は次の通り。

「同月十四日御附添御代官藤本恕助様御上下三人画工竹四郎共二大多尾村江船方御越被遊 御宿実作宅(前半)」

と、なんとも恐れ多い文体である。煩雑になるので、御上に対して失礼に当たることであるが、「御代官様」は「代官様」、「御宿」は「宿」というように、御は極力省略した。

《巡廻日記》

10月13日(九月十五日)

大矢野大庄屋、栖本組、井手組大庄屋、砥岐組大庄屋、宮田村、小島子村、上津浦村、今泉村各庄屋出役する。高浜村、都呂々村、二江村出勤。

(巡廻日記前段)

《宜珍日記》

10月13日（九月十五日） 晴れ 北風

十八日（10月16日）に測量方が大多尾へ移るはずのため、船で同所へ行く。

と、測量方が天草来島日が、なかなか定まらず、やきもきした様子が、宜珍日記等から読み取れる。

《巡廻日記》

10月14日（九月十六日）

久玉村大庄屋、深海村、宮野河内村、中田村各庄屋 出勤。（巡廻日記前段）

《巡廻日記》

10月15日（九月十七日）

①別隊の問い合わせのため肥後袋村（水俣）へ、中村清右衛門（宮田村庄屋）、脇山與一郎（上津浦庄屋） 兩人船で向かう。

②応援船6艘が宮野河内より、3艘が中田より来る。これは、大多尾村が船不足のため、付き廻りの大庄屋より出す。

③測量方郡中御廻浦中御付廻

中原新吾 （久玉組（久玉村）大庄屋）

吉田長平 （大矢野組（上村）大庄屋）

上田源作 （高浜村庄屋）

酒井平太兵衛（都呂々村庄屋）

橋口嘉左衛門（深海村庄屋）

べ5人に仰せつけられる。

御宿御用承り役

10月19日家内が大病のため断る 中村清右衛門

10月21日病気を申し立て断る 脇山與一郎

病気に付き断る 富永勢左衛門（平床村庄屋）

べ3人に仰せつけられる。

④郡中通し竿取

井手組 猶蔵（城木場）

一町田組 善左衛門（市瀬）

栖本組 小六（大島子）

志岐組 慶助（志岐）

久玉組 清六（宮野河内）

大江組 弁七（大江）

大矢野組 太七（上村）

本戸組 良蔵（大宮地）

砥岐組 重郎兵衛（宮田）

御領組 市左衛門(佐伊津)

(巡廻日記前段)

ここでちよつと解せないのは、御宿御用承り役3人が、いずれも断っているが、その代役はどうなったのだろうか。

筆マメの御兩人に感謝

郡中竿取として、各組から1名ずつ、10人が選ばれている。彼らは天草測量期間中を通して、助手として測量隊に随行するが、選抜に当たっては、体力がありかつ才気ある若者が選ばれたものと推察できる。

ところで竿取とは、どんな仕事をする役目だろうか。一般的に考えると、現在の測量風景でも見られる、ポールを立てる役目のようだが、それだけでなく、距離を読む重要な役目をも持っていたようだ。

竿取は、測量隊付属の人と地元から採用された人がいた。地元採用の竿取は、郡中竿取と表記されている。

さて、竿取に選ばれた彼らにとって、天草を回れるという喜び、選ばれたという喜びがあると同時に不安もあったことだろう。彼らの同行記録や感想文が残っていたら、宜珍の日記とはまた違った角度から、測量の様子が分かるも

のと思うが、その古文書はないとみえ残念である。

その一つの理由として、彼らが文盲であったか、また読み書きができたとしても日誌や日誌を書くなどは、考えもしないことだったのかもしれない。いや、それ以前に、当時は紙も貴重品であり、かつコンピュータどころかボールペンもない時代。それを求めるのが無理と言えるかもしれない。

能力的かつ物理的に、記録をすることが可能であった伊能忠敬や上田宜珍クラスでも、よほど筆マメでなければ、これほどの記録を残すことはできない。筆まめの伊能、上田両氏に感謝をしよう。

私たち後世の者が、過去の歴史を詳細に知ることができると、こうした先人たちの記録があればこそである。もし、写真があれば、絵があれば、もっと詳細に書かれていれば、と思うところもあるが、それは贅沢と言えるだろう。先人の残した貴重な財産で、過去を知ることができる。過去の旅人と連れ添って旅ができる。まことにありがたいことだ。